

## 基礎自治機能の維持・充実に関する研究会 設置要綱

### (目的)

第1条 人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化、社会資本の老朽化等により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、府内市町村が、将来にわたって住民サービスを維持・充実していけるよう、必要な方策について、府と市町村がともに検討・研究を行うため、基礎自治機能の維持・充実に関する研究会（以下「基礎自治機能研究会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 基礎自治機能研究会は、市町村が直面すると想定される課題及び広域連携、市町村合併、市町村独自の取組、府による支援等の対応方策について検討・研究を行う。

### (構成)

第3条 基礎自治機能研究会は、検討・研究を行う事項ごとに設置するテーマ別の研究会（以下「テーマ別研究会」という。）をもって構成する。

2 テーマ別研究会は、市町村が推薦する者及び総務部市町村課職員の中から同課の課長が選定した者をもって構成する。

3 テーマ別研究会に座長を置き、総務部市町村課長をもって充てる。

4 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

5 座長は、必要に応じて、構成員以外の者をテーマ別研究会に出席させることができる。

### (庶務)

第4条 基礎自治機能研究会の庶務は、総務部市町村課において行う。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、テーマ別研究会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。